

# 第2部

## 就学相談・転学相談等の手続

- I 就学相談の手続
- II 転学相談等の手続
- III 都立視覚障害・聴覚障害特別支援学校への  
通級の手続



# I 就学相談の手続



# I 就学相談の手続

## 〔1〕就学相談の基本方針

### 【基本的な考え方】

東京都教育委員会（東京都特別支援教育推進室）は、障害のある児童・生徒に適切な教育を行うため、次の基本方針に基づき就学相談を進めるとともに、区市町村教育委員会と密接な連携を図り、適切な就学を推進していく。

#### 1 障害のある児童・生徒一人一人に応じた適切な教育を保障することを基本理念とする。

- (1) 児童・生徒のライフステージを見通し、障害の種類や程度、発達の状態及び本人・保護者の教育的ニーズと、必要な教育内容・方法等を総合的に判断して、適切な就学先を判断する。
- (2) 保護者に対して就学に関する的確な情報を伝え、より深い理解と納得が得られる相談を行う。

#### 2 児童・生徒にとって最もふさわしい教育を行うという視点に立ち、各自治体の判断と責任において適切な就学相談を行う。

- (1) 関係諸機関との連携を密にし、教育学、医学、心理学等の専門家の意見を聴取した上で、総合的かつ慎重な判断を行う。
- (2) 就学後も、障害の状態の変化や児童・生徒の一人一人の教育的ニーズ等の変化に応じた適切な指導や必要な支援の方法等を定期的に見直すことができる等、継続的な教育相談体制の環境が整備されていることについて十分に考慮して判断を行う。

---

## 〔2〕就学相談の対象

---

都内に住所を有する者で、次のいずれかに該当する者

- 1 令和5年4月2日から令和6年4月1日までに学齢に達する児童で、障害のある者  
(平成29年4月2日から平成30年4月1日までの間に出生した者)
  
- 2 現在、小学校第6学年に在籍する児童で、障害のある者
  
- 3 現在、就学猶予又は免除の措置を受けている障害のある学齢児童及び学齢生徒で、  
令和6年4月から就学を希望する者
  
- 4 現在、特別支援学校小学部第6学年に在籍する児童で、区市町村立中学校への就学  
を希望し、当該特別支援学校長及び都教育委員会が中学校への就学が適当と判断した  
者

## 〔3〕 就学相談の日程

1	就学支援ファイル 就学相談票（様式1） の受付	保護者 ↓ 区市町村教育委員会	区市町村教育委員会の 定めによる
2	就学相談結果について （様式報—1）による 就学相談結果の報告	区市町村教育委員会 ↓ 東京都教育委員会 （東京都特別支援教育推進室）	6月から12月下旬まで
3	東京都教育委員会（東京都 特別支援教育推進室）にお ける就学相談結果の通知	東京都教育委員会 （東京都特別支援教育推進室） ↓ 区市町村教育委員会 保護者・都立学校長	1月以降

〔東京都教育委員会への報告・資料の提出及び就学相談に関する問合せ先〕

教育庁神楽坂庁舎 東京都特別支援教育推進室

〒162-0817 新宿区赤城元町一丁目3番地

電 話 03-5228-3433

ファクシミリ 03-5228-3459

※都庁交換便で送付する場合の宛先

教育庁神楽坂庁舎 東京都特別支援教育推進室 担当指導主事宛

## 〔4〕就学相談の手続

### 1 区市町村教育委員会における手続

区市町村 教育委員会	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 保護者に<u>就学支援ファイル</u>の表紙と<u>就学相談票（様式1）</u>への記入を依頼し、就学相談の申込みを受けるとともに、就学相談時に作成する「<u>就学相談票</u>」「<u>面談票</u>」「<u>児童・生徒実態把握票</u>」「<u>医師診察記録</u>」「<u>就学相談資料</u>」「<u>実施した諸検査の結果</u>」等を、就学する学校に送付してもよいか確認する。</li> <li>2 保護者面談（<u>面談票 様式2</u>）、就学予定児の行動観察（<u>児童・生徒実態把握票 様式実一1から実一6まで</u>）、医師診察（<u>医師診察記録 様式3</u>）、就学前機関等からの情報収集（<u>就学相談資料 様式4</u>）、諸検査等を行い、適切な就学措置について判断するために必要な資料を整える。</li> <li>3 就学支援委員会等の調査及び審議を経て、区市町村教育委員会が就学先を決定する。</li> <li>4 上記3の結果、認定特別支援学校就学者については、「<u>就学相談の結果について（報告）</u>」（<u>様式報一1</u>）により東京都教育委員会（提出先は東京都特別支援教育推進室）に報告する。※</li> <li>5 都立特別支援学校への就学が適切であると判断した児童・生徒（認定特別支援学校就学者）や判断が困難な児童・生徒については、保護者の了解を得た上で、下記の書類を「就学支援ファイル」に挟み、東京都教育委員会（東京都特別支援教育推進室）に提出し、相談内容等の引継ぎをする。</li> </ol> <div style="border: 1px dashed black; border-radius: 15px; padding: 10px; margin-top: 10px;"> <p><b>【就学支援ファイル】</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>①就学相談結果（様式5）</li> <li>②就学相談票（様式1）</li> <li>③面談票（様式2）</li> <li>④医師診察記録（様式3）</li> <li>⑤就学相談資料（様式4ほか諸検査の結果など）</li> <li>⑥児童・生徒実態把握票（様式実一1から実一6まで）</li> <li>⑦副籍制度における地域指定校について（通知）（副籍様式1）及び副籍交流希望書（副籍様式2）の写し</li> </ol> </div>
---------------	--

※ 区市町村教育委員会の相談の結果、都立特別支援学校への就学が適切と判断された児童・生徒については、「就学相談の結果について（報告）」（様式報一1）による報告をもって、学校教育法施行令第11条に規定する通知があったものとみなすため、改めて同条の通知をする必要はない。



**【就学支援ファイルの資料作成における留意点】**

- ・ 就学相談資料（様式4）は就学前機関（幼稚園等）から情報を収集するための資料です。就学相談資料の作成にあたり、実態把握票の様式（様式実—1から実—6まで）を使用してもよい。
- ・ 児童・生徒実態把握票は、区市町村教育委員会が行動観察する際の記録用紙です。就学相談資料とは別に作成すること。
- ・ 就学相談資料（様式4）の作成に当たっては、事前に保護者に趣旨を説明し了解を得てから、通園施設や幼稚園、保育所、幼児訓練施設等に協力を求めること。
- ・ 個人情報の保護・管理には十分に配慮すること。
- ・ 東京都教育委員会（東京都特別支援教育推進室）への就学支援ファイルの提出及び東京都教育委員会（東京都特別支援教育推進室）による就学相談の実施について、保護者の了解を得ること。
- ・ 小学校第6学年に在学し、都立中央ろう学校中学部への出願を希望する場合についても、区市町村教育委員会で就学相談を実施し、就学支援ファイルを東京都教育委員会（東京都特別支援教育推進室）に提出すること。

## I 就学相談の手続

### 2 東京都教育委員会（東京都特別支援教育推進室）における手続

#### (1) 学校就学相談

区市町村教育委員会が都立特別支援学校への就学が適当であると判断し、かつ、以下の条件を満たす場合は、学校就学相談を実施する。

ア 保護者の都立特別支援学校への就学の意思が明確である。

イ 就学を希望する学校が通学区域（令和6年度通学区域 P279 参照）の学校である。

（ただし、施設入所児及び施設通所児は除く。区市町村の相談において面談のみを実施するため）

東京都 教育委員会	<p>1 区市町村教育委員会から提出された就学支援ファイル（就学相談票及び諸資料）に基づき、東京都教育委員会（東京都特別支援教育推進室）は、学校就学相談を実施することが適切な児童・生徒であるか否かを決定する。</p> <p>2 学校就学相談が適切であると判断した場合は、就学支援ファイルの情報を、学事事務システムへ登録することにより、保護者が就学を希望する都立特別支援学校へ送付する。</p>
都立 特別支援学校	<p>3 東京都教育委員会（東京都特別支援教育推進室）から送付された就学支援ファイルの情報に基づき学校就学相談を実施する。</p> <p>ア 管理職等による保護者面談を行い、都立特別支援学校への就学の意思確認を行う。</p> <p>イ 都立特別支援学校専門員（教員）による行動観察を行う。 （学校就学相談児童・生徒実態把握票（様式実7～9）の内容を学事事務システムへ入力する。）</p> <p>4 学校就学相談の終了後、相談の結果を学事事務システムにより東京都教育委員会（東京都特別支援教育推進室）へ登録・申請する。</p>
東京都 教育委員会	<p>5 都立特別支援学校より申請された学校就学相談の結果を確認し、登録する。</p> <p>6 学校就学相談が終了した児童・生徒について、相談の結果を区市町村教育委員会、保護者及び都立特別支援学校長に通知する。</p>

(2) 東京都教育委員会（東京都特別支援教育推進室）による就学相談の実施

特別な事情があつて通学区域以外の学校への就学を保護者が希望している場合や、重複障害のため就学すべき特別支援学校の判断が困難な場合などは、次の手続で東京都教育委員会（東京都特別支援教育推進室）による就学相談を実施する。

<p>東京都 教育委員会</p>	<p>1 区市町村教育委員会から提出された就学支援ファイル（就学相談票及び諸資料）に基づき東京都教育委員会（東京都特別支援教育推進室）は就学相談を実施する。 ア 担当者による保護者面談を行う。 イ 必要に応じて医師の診察を行う。</p> <p>2 必要に応じて学校見学及び体験入学を実施するなどして、相談を継続する。</p> <p>3 相談の終了後、就学支援ファイルの情報を学事事務システムへ登録することにより、就学先都立特別支援学校長へ通知する。</p>
<p>都立 特別支援学校</p>	<p>4 東京都教育委員会（東京都特別支援教育推進室）から送付された書類に基づき、都立特別支援学校専門員（教員）による行動観察等を行う。 （学校就学相談児童・生徒実態把握票（様式実7～9）の内容を学事事務システムへ入力する。）</p> <p>5 行動観察の結果を学事事務システムにより東京都教育委員会（東京都特別支援教育推進室）へ登録・申請する。</p>
<p>東京都 教育委員会</p>	<p>6 都立特別支援学校より申請された行動観察の結果を確認し、登録する。</p> <p>7 就学相談が終了した児童・生徒について、相談の結果を区市町村教育委員会及び保護者に通知する。</p>

3 国立、私立特別支援学校等への就学手続（区域外就学）

<p>区市町村 教育委員会</p>	<p>1 保護者から<u>区域外就学届（様式外一1）</u>及び学校の設置者の発行した<u>入学承諾書等（入学を承諾する旨の証明書）</u>を受理し、学齢簿を加除訂正する。</p>
-----------------------	--

## 〔5〕施設入所児の相談

### 1 施設入所児の相談の趣旨

東京都教育委員会（東京都特別支援教育推進室）は、次に掲げる事由により、該当施設と直接に連絡を取り就学相談を実施する。

- ・ 保護者が、施設入所児を伴って区市町村教育委員会に出向くことが困難であること。
- ・ 区市町村教育委員会が、就学予定児の実態について把握することが困難であること。
- ・ 児童・生徒ごとの問合せに施設側が対応することが困難であること。

### 2 相談の対象児

次の(1)又は(2)に該当する者が、就学相談の対象児である。

(1) 次項の施設に入所している児童で、下記のア又はイに該当する者

ア 令和6年4月1日までに学齢に達する児童（平成29年4月2日から平成30年4月1日までの間に出生した者）

イ 病気や健康上の理由等で、現在就学猶予又は免除の措置を受けている者で、令和6年4月から就学を希望する者

(2) 次項の施設に入所している、現在、小学校第6学年に在籍する児童で、特別支援学校の中学部に就学を希望する者

※ 現在、都立特別支援学校小学部6学年に在籍する児童の自校進学者は対象ではない。

### 3 対象施設

<ul style="list-style-type: none"><li>・ 都立北療育医療センター</li><li>・ 東京小児療育病院</li></ul>
<ul style="list-style-type: none"><li>・ 七生福祉園</li><li>・ 啓光学園</li></ul>
<ul style="list-style-type: none"><li>・ 東京小児療育病院</li><li>・ 緑成会整育園</li><li>・ 国立精神・神経医療研究センター</li><li>・ 秋津療育園</li><li>・ 島田療育センター</li><li>・ 都立北療育医療センター</li><li>・ 府中療育センター</li><li>・ 都立東部療育センター</li><li>・ 心身障害児総合医療療育センター</li></ul>

※ 千葉福祉園及び袖ヶ浦のびろ学園入所児の就学相談については、都立しいの木特別支援学校において、必要に応じて相談を実施する。

## 4 施設入所児の相談日程と手続等

日 程	東京都教育委員会 (東京都特別支援教育推進室)	対象施設 (担当者)
5月～	就学相談専門員の委嘱	対象児の概数の把握
5月中旬～	施設訪問 ・ 就学相談関係書類の配布 ・ 対象児の把握	保護者説明  対象児の名簿作成、東京都教育委員会（東京都特別支援教育推進室）への送付
6月初旬～		保護者との面談等の実施 ・ 就学支援ファイルの表紙・就学相談票の記入（保護者） ・ 面談の実施（面談票の作成） ・ 医師診察記録の作成 ・ 就学相談資料、児童・生徒実態把握票の作成
6月中旬～	就学相談票の受付 就学相談対象者名簿の作成 区市町村教育委員会へ名簿発送	※ 上記書類を東京都教育委員会（東京都特別支援教育推進室）へ送付
7月下旬～	就学相談実施日の調整  就学相談実施計画の立案 専門員派遣依頼 「就学相談のお知らせ」の送付	就学相談実施日の調整
9月～11月	就学相談の実施	
1月～	福祉措置決定の確認  相談の結果を区市町村教育委員会、保護者及び都立特別支援学校長に通知	東京都教育委員会（東京都特別支援教育推進室）へ福祉措置決定の連絡

## 〔6〕施設通所児の相談

### 1 相談の方法・内容

通園（通院）して療育を受けている就学予定児で、都立特別支援学校への就学の意味が確定している児童・生徒については、施設担当者等との連携を図りながら、以下の要領で相談を進める。

- (1) 区市町村教育委員会は、東京都教育委員会（東京都特別支援教育推進室）から連絡のあった児童・生徒について、原則として保護者との面談のみを行い、都立特別支援学校への就学の意味を確認した上で、就学支援ファイルの就学相談票（様式1）、面談票（様式2）、就学相談結果（様式5）、「就学相談の結果について（報告）」（様式 報-1）、副籍制度における地域指定校について（通知）及び副籍交流希望書の写し（副籍様式2）の書類を東京都教育委員会（東京都特別支援教育推進室）に提出する。
- (2) 東京都教育委員会（東京都特別支援教育推進室）は、就学予定児が通園（通院）して療育を受けている病院・施設を会場に就学相談を実施する。
  - ・ 保護者との面談
  - ・ 行動観察（東京都教育委員会が就学相談専門員として委嘱した児童指導員等が「就学相談資料」及び「児童・生徒実態把握票」を作成する。）
  - ・ 医師の診察（東京都教育委員会が就学相談専門員として委嘱した医師が「医師診察記録」を作成する。）

※ 必要に応じて、区市町村教育委員会の就学相談担当者が同席し対象児の行動観察を行う。

### 2 該当の病院及び施設

病院・施設名	電話	医師及び担当者
都立北療育医療センター 城北分園	03-3883-5131	・ 医師（小児科） ・ 児童指導員
都立北療育医療センター 城南分園	03-3727-0521	・ 医師（小児科） ・ 児童指導員
東京小児療育病院	042-561-2521	・ 医師（小児神経科） ・ ケースワーカー
都立府中療育センター	042-323-5115	・ 医師（小児科） ・ 児童指導員
島田療育センター	042-374-2071	・ 医師（小児科） ・ デイケアセンター職員
都立東部療育センター	03-5632-8070	・ 医師（小児神経科） ・ 地域療育支援室担当係長
西多摩療育支援センター	042-559-2241	・ 医師（小児科） ・ コーディネーター

## 3 施設通所児の相談日程と手続等

日程	東京都特別支援教育推進室	区市町村教育委員会
4月～	東京都教育委員会（東京都特別支援教育推進室）による対象児の把握 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 病院や施設の担当者と連絡を取り、対象児を把握する。</li> <li>・ 相談対象児の名簿を作成する。</li> </ul>	
6月～	東京都教育委員会（東京都特別支援教育推進室）から区市町村教育委員会に通知 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 相談対象児の名簿を送付する。</li> <li>・ 対象児及び相談の進め方等について連絡・調整する。</li> </ul>	通知に基づき、対象児を把握する。
6月～	対象施設担当者と、相談対象児の情報共有  東京都教育委員会が就学相談専門員として委嘱した医師・児童指導員等は下記の書類を作成し、東京都教育委員会（東京都特別支援教育推進室）に提出する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 医師診察記録（様式3）</li> <li>・ 就学相談資料（様式4）</li> <li>・ 児童・生徒実態把握票（様式実-1から実-6まで）</li> </ul>	区市町村教育委員会における就学相談の実施 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保護者と面談を行い、都立特別支援学校への就学の意思を確認する。</li> <li>・ 就学支援ファイル・就学相談票（様式1）、面談票（様式2）、就学相談結果（様式5）、「就学相談の結果について（報告）」（様式 報-1）、副籍制度における地域指定校について（通知）、副籍交流希望書の写し（副籍様式2）を作成し、東京都教育委員会（東京都特別支援教育推進室）に提出する。</li> </ul>
9月～ 11月	東京都教育委員会（東京都特別支援教育推進室）による就学相談の実施 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 対象児が通所（通院）している病院や施設において就学相談を実施する。               <ol style="list-style-type: none"> <li>① 保護者の面談</li> <li>② 対象児の行動観察</li> <li>③ 医師の診察</li> </ol> </li> </ul>	※必要に応じて、区市町村教育委員会の就学相談担当者が同席する。
1月～	相談の結果を区市町村教育委員会、保護者及び都立特別支援学校長に通知	

## 〔 7 〕 幼稚部在籍児の相談

### 1 視覚障害特別支援学校幼稚部在籍児の相談

<p>都立 特別支援学校</p>	<p>1 校長は、保護者に就学相談の日程・手続等を十分に説明した上で、保護者の就学先の希望を確認し、<u>就学相談資料（視覚障害）（様式6）</u>及び<u>身体障害者手帳の写し（身体障害者手帳の写しを提出できない者は、医師診察記録（様式3））</u>を作成する。</p> <p>2 校長は、7月末までに、作成した就学相談資料（視覚障害）（様式6）及び身体障害者手帳の写しを当該の区市町村教育委員会に提出する。また、その写しを東京都教育委員会（東京都特別支援教育推進室）に送付する。 ※ 就学相談資料（視覚障害）の作成・提出について、保護者に趣旨を説明する。</p>
<p>区市町村 教育委員会</p>	<p>3 視覚障害特別支援学校から提出された書類に基づいて就学相談を実施し、保護者が都立視覚障害特別支援学校の小学部への就学を希望した場合は、<u>就学支援ファイル</u>及び<u>就学相談票（様式1）</u>への記入を依頼し、保護者面談のみ実施する。</p> <p>4 上記1、2、3の書類と<u>面談票（様式2）</u>、<u>就学相談結果（様式5）</u>、<u>副籍制度における地域指定校について（通知）</u>、<u>副籍交流希望書の写し（副籍様式2）</u>及び「<u>就学相談の結果について（報告）</u>」（<u>様式 報-1</u>）を東京都教育委員会（東京都特別支援教育推進室）に提出する。 ※ 保護者が区市町村立の小学校への就学を希望した場合は、通常の就学相談を実施する。</p>
<p>東京都 教育委員会</p>	<p>5 区市町村教育委員会より提出された就学支援ファイルの情報を学事事務システムへ登録することにより、就学予定の都立特別支援学校へ送付する。</p>
<p>都立 特別支援学校</p>	<p>6 東京都教育委員会（東京都特別支援教育推進室）から送付された児童の情報に基づき学校就学相談を実施し、都立特別支援学校専門員（教員）による行動観察を行う。 （学校就学相談児童・生徒実態把握票（様式実7～9）の内容を学事事務システムへ入力する。）</p> <p>7 相談の終了後、就学相談の結果を学事事務システムにより東京都教育委員会（東京都特別支援教育推進室）へ登録・申請する。</p>
<p>東京都 教育委員会</p>	<p>8 都立特別支援学校より申請された就学相談の結果を確認し、登録する。</p> <p>9 就学相談が終了した児童について、相談の結果を区市町村教育委員会、保護者及び都立特別支援学校長に通知する。</p>



## 2 聴覚障害特別支援学校幼稚部在籍児の相談

都立 特別支援学校	<p>1 校長は、保護者に就学相談の日程・手続等を十分に説明した上で、保護者の就学先の希望を確認し、<u>就学相談資料（聴覚障害）（様式7）</u>及び<u>オーディオグラム</u>を作成する。</p> <p>2 校長は、7月末までに、就学相談資料（聴覚障害）（様式7）及びオーディオグラムを当該の区市町村教育委員会に提出する。また、その写しを東京都教育委員会（東京都特別支援教育推進室）に送付する。</p> <p>※ 就学相談資料（聴覚障害）及びオーディオグラムの作成・提出については、保護者に趣旨を説明する。</p> <p>※ オーディオグラムは<u>医師診察記録（様式4）</u>に代えることができる。</p>
区市町村 教育委員会	<p>3 聴覚障害特別支援学校から提出された書類に基づいて就学相談を実施し、保護者が都立聴覚障害特別支援学校の小学部への就学を希望した場合は、<u>就学支援ファイル及び就学相談票（様式1）</u>への記入を依頼し、保護者面談のみ実施する。</p> <p>4 上記1、2、3の書類と<u>面談票（様式2）</u>、<u>就学相談結果（様式5）</u>、<u>副籍制度における地域指定校について（通知）</u>、<u>副籍交流希望書の写し（副籍様式2）</u>及び「<u>就学相談の結果について（報告）</u>」（<u>様式 報-1</u>）を東京都教育委員会（東京都特別支援教育推進室）に提出する。</p> <p>※ 保護者が区市町村立の小学校への就学を希望した場合は、通常の就学相談を実施する。</p>
東京都 教育委員会	<p>5 区市町村教育委員会より提出された就学支援ファイルの情報を学事事務システムへ登録することにより、就学予定の都立特別支援学校へ送付する。</p>
都立 特別支援学校	<p>6 東京都教育委員会（東京都特別支援教育推進室）から送付された児童の情報に基づき学校就学相談を実施し、都立特別支援学校専門員（教員）による行動観察を行う。（学校就学相談児童・生徒実態把握票（様式実7～9）の内容を学事事務システムへ入力する。）</p> <p>7 相談の終了後、就学相談の結果を学事事務システムにより東京都教育委員会（東京都特別支援教育推進室）へ登録・申請する。</p>
東京都 教育委員会	<p>8 都立特別支援学校より申請された就学相談の結果を確認し、登録する。</p> <p>9 就学相談が終了した児童について、相談の結果を区市町村教育委員会、保護者及び都立特別支援学校長に通知する。</p>

---

## 〔8〕在籍する都立特別支援学校の中学部へ 進学する場合の相談

---

### 1 自校進学とは

現在、都立特別支援学校の小学部6学年に在籍する者で、自校の中学部に進学する者である。

※同一校であっても異なる障害種別の教育部門に進学する場合は、次ページの〔9〕1に準じて手続を行う。

### 2 相談の方法・手続

都立 特別支援学校 (在籍校)	1 在籍校の校長は、保護者の意思を確認の上、12月末日までに学事事務システムで自校の中学部への進学者を登録することにより、東京都教育委員会（東京都特別支援教育推進室）に報告する。
東京都 教育委員会	2 各学校から報告を受けた学事事務システムの情報に基づき、区市町村教育委員会、保護者及び都立特別支援学校長に通知する。

## 〔9〕在籍する都立特別支援学校以外の学校へ 進学する場合の相談

### 1 障害種別の異なる他の都立特別支援学校の中学部に進学を希望した場合

都立 特別支援学校 (在籍校)	1 在籍校の校長は、保護者の希望及び児童・生徒の実態を十分に把握した上で、 <u>転学書（様式転一3）</u> 及び <u>行動観察記録（様式転一9-①・様式転一9-②・様式転一9-③）</u> 又はこれに代わる資料を作成し、速やかに東京都教育委員会（東京都特別支援教育推進室）に提出する。
東京都 教育委員会	2 東京都教育委員会（東京都特別支援教育推進室）による就学相談を実施する。 3 相談の終了後、転学書等の資料の情報を学事事務システムへ登録することにより、進学先の都立特別支援学校長へ通知する。 4 就学相談が終了した児童・生徒について、相談の結果を区市町村教育委員会及び保護者に通知する。
都立 特別支援学校 (在籍校)	5 東京都教育委員会（東京都特別支援教育推進室）による就学相談において、他の都立特別支援学校への進学が適切であると確認された者について、在籍校の校長は学事事務システムにより東京都教育委員会（東京都特別支援教育推進室）へ他校進学者として報告する。
都立 特別支援学校 (転入校)	6 学事事務システムにて児童・生徒の情報を確認し、受入処理を行う。

○複数の障害教育部門を併置する都立特別支援学校において、異なる障害種別の教育部門に進学する場合は、他校進学者として上記に準じて手続を行う。

## I 就学相談の手続

### 2 同障害種別の他の都立特別支援学校の中学部に進学する場合（都内での転居等）

都立 特別支援学校 (在籍校)	1 在籍校の校長は、 <u>転学書（様式転—3）</u> 及び <u>行動観察記録（様式転—9—①・様式転—9—②・様式転—9—③）</u> 又はこれに代わる資料を作成し、速やかに東京都教育委員会（東京都特別支援教育推進室）に提出する。
東京都 教育委員会	2 都立特別支援学校から提出された資料に基づいて、必要に応じて就学相談を実施する。 3 相談の終了後、転学書等の資料の情報を学事事務システムへ登録することにより、進学先の都立特別支援学校長へ通知する。 4 就学相談が終了した児童・生徒について、相談の結果を区市町村教育委員会及び保護者に通知する。
都立 特別支援学校 (在籍校)	5 他の都立特別支援学校への進学が適切であると確認された者について、在籍校の校長は学事事務システムにより東京都教育委員会（東京都特別支援教育推進室）へ他校進学者として報告する。 (なお、都立聴覚障害特別支援学校の小学部から、都立中央ろう学校中学部へ進学する場合も同様とする。)
都立 特別支援学校 (転入校)	6 学事事務システムにて児童・生徒の情報を確認し、受入処理を行う。

## 3 保護者が、都内の区市町村立の中学校への進学を希望した場合

都立 特別支援学校 (在籍校)	<p>1 在籍校の校長は、保護者と十分な話し合いを行う。</p> <p>2 在籍校の校長は、中学校において適切な教育を受けることができると思料する者について、<u>転学書(様式転-3)</u>及び<u>行動観察記録(様式転-9-①・様式転-9-②・様式転-9-③)</u>又はこれに代わる資料及び中学校への進学が適当と判断した理由書(様式任意)を作成し、東京都教育委員会(東京都特別支援教育推進室)に提出する。</p>
東京都 教育委員会	<p>3 必要に応じて東京都教育委員会(東京都特別支援教育推進室)による就学相談を実施し、転学書の写しを添えて経過・結果を区市町村教育委員会に通知する。</p>
区市町村 教育委員会	<p>4 東京都教育委員会(東京都特別支援教育推進室)から通知を受けた者について、区市町村教育委員会は通常の就学相談を行う。</p>
都立 特別支援学校 (在籍校)	<p>5 区市町村立の中学校への進学が適切であると確認された者について、在籍校の校長は学事事務システムにより東京都教育委員会(東京都特別支援教育推進室)へ他校進学者として報告する。</p>

○都立特別支援学校から区市町村立の中学校への進学に際しては、十分な相談が実施できるよう、余裕をもって相談を進めるよう留意する。

## I 就学相談の手続

### 4 保護者が、国立・私立・都外の中学校・特別支援学校（中学部）への進学を希望した場合（転居を除く）

都立 特別支援学校 (在籍校)	1 進学先の市町村教育委員会（国立・私立の場合は転入校）に連絡し、その指示に従って進学の手続を進める。
区市町村 教育委員会	2 保護者から、 <u>区域外就学届（様式外—1）</u> 及び学校設置者の発行した <u>入学承諾書等（入学を承諾する旨の証明書）</u> を受理し、学齢簿を加除訂正する。
都立 特別支援学校 (在籍校)	3 転入校からの請求に応じて、指導要録の写し、健康診断票、歯の検査票、日本スポーツ振興センター加入証明書、その他必要書類を送付する。 4 中学校等への進学が適切であると確認された者について、在籍校の校長は学事事務システムにより東京都教育委員会（東京都特別支援教育推進室）へ他校進学者として報告する。

## Ⅱ 転学相談等の手続





---

## 〔 1 〕 転学相談の基本事項

---

- 1 児童・生徒の障害の状態や発達の状況に応じて、最もふさわしい教育を受けることができる転学先の決定に努める。
- 2 教育の適時性を大切にする。
- 3 学校見学・体験入学等を通して、保護者の深い理解と納得を得る。
- 4 在籍校の校長の責任において転学相談を開始する。
- 5 教育学、医学、心理学等の専門家の意見を聴取した上で、総合的かつ慎重な判断を行う。
- 6 転学は年度替わりを原則とするが、特別な事情により年度途中で転学する場合には、転入校や区市町村教育委員会、東京都特別支援教育推進室と十分に連絡を取りながら相談を進める。
- 7 児童・生徒の障害の状態の変化のみならず、児童・生徒の教育上必要な支援の内容、地域における教育の体制の整備の状況、その他の事情の変化によっても転学の検討が開始できるようにする。

### 【備 考】

児童・生徒の編入学は、就学相談の手続に準じて速やかに実施する。

\* 「編入学」とは

- ① 就学義務の猶予又は免除を取り消された者が、その年齢及び心身の発達状況を考慮され、相当学年に入学すること。
- ② 外国からの帰国者などが学年途中から相当学年に入学すること。

## 〔2〕 転学相談の手続

### 1 都内在住者の転学

(1) 都内小・中学校（区立特別支援学校を含む。） → 都立特別支援学校

#### ア 都立特別支援学校への転学

<p>区市町村 教育委員会</p>	<p>1 保護者が、都立特別支援学校への転学を希望する場合には、区市町村教育委員会に申出を行い、<u>転学相談票（様式転一1）</u>に記入する。</p> <p>2 上記1の転学相談票のほか、在籍校の校長の作成した<u>転学書（様式転一2）</u>及び<u>行動観察記録（様式転一9-①・様式転一9-②・様式転一9-③）</u>又はこれに代わる資料に基づき、区市町村教育委員会は転学相談を実施する。</p> <p>3 都立特別支援学校への転学が適切であると認めた者について、<u>上記1の転学相談票のほか、上記2の資料の写し及び区市町村教育委員会が作成した転学相談結果報告（様式転一1-①）</u>、<u>副籍制度における地域指定校について（通知）（副籍様式1）</u>及び<u>副籍交流希望書（副籍様式2）</u>の写しを東京都教育委員会（東京都特別支援教育推進室）に提出する。</p>
<p>東京都 教育委員会</p>	<p>4 区市町村教育委員会から提出された資料に基づき、必要に応じて転学相談を実施する。</p> <p>5 相談の終了後、転学相談資料の情報を学事事務システムへ登録することにより、転入先の都立特別支援学校長へ通知する。</p> <p>6 都立特別支援学校への転学が適切であると認めた者について、学校指定及び入学期日の決定を行い、相談の結果を区市町村教育委員会及び保護者へ通知する。</p>
<p>都立 特別支援学校 (転入校)</p>	<p>7 東京都教育委員会（東京都特別支援教育推進室）から通知を受けた者について、転出校に対し、指導要録の写し、健康診断票、歯の検査票、日本スポーツ振興センター加入証明書、その他必要書類を請求する。</p> <p>8 学事事務システムにて転入児童・生徒の情報を確認し、受入処理を行う。</p>

イ 提携施設等入所・入院者の転学 ※

提携施設等	<p>1 提携する施設等に入所又は入院する児童・生徒のうち、保護者（施設長）が都立特別支援学校への転入学を希望する者について転入校に連絡する。          ※病院内訪問教育を保護者が希望する場合は、提携施設等の担当者は主治医の了解を得たのち、<u>病院訪問教育実施許可書</u>を作成し、<u>その写し</u>を、転入校に提出する。</p>
都立特別支援学校（転入校）	<p>2 提携する施設等に入所又は入院する児童・生徒のうち、都立特別支援学校の教育が適切であると判断した者について、保護者が<u>転学相談票（様式転一1）</u>に記入し、転出校が発行した<u>在学証明書の写し</u>を添える。          3 上記の資料を東京都教育委員会（東京都特別支援教育推進室）に提出する。</p>
東京都教育委員会	<p>4 都立特別支援学校から提出された資料に基づいて必要に応じて転学相談を実施し、転学相談票等の写しを区市町村教育委員会に送付する。          5 相談の終了後、転学相談資料の情報を学事事務システムへ登録することにより、転入先の都立特別支援学校長へ通知する。          6 都立特別支援学校への転学が適切であると認めた者について、学校指定及び入学期日の決定を行い、相談の結果を区市町村教育委員会及び保護者へ通知する。</p>
都立特別支援学校（転入校）	<p>7 東京都教育委員会（東京都特別支援教育推進室）から通知を受けた者について、転出校に対し、指導要録の写し、健康診断票、歯の検査票、日本スポーツ振興センター加入証明書、その他必要書類を請求する。          8 学事事務システムにて転入児童・生徒の情報を確認し、受入処理を行う。</p>

※ 提携施設等とは

七生福祉園 緑成会整育園 国立精神・神経医療研究センター  
 都立小児総合医療センター 国立成育医療研究センター

○都立特別支援学校に在籍する児童・生徒が提携施設等へ入所・入院する場合の手続

※上記に準じて転学手続を行う。

## II 転学相談等の手続

### ウ 提携施設等以外の病院入院者の転学

提携施設等 以外の病院	<p>1 入院する児童・生徒のうち、保護者が都立特別支援学校への転入学を希望する者について転入校に連絡する。</p> <p>※病院内訪問教育を保護者が希望する場合は、提携施設等の担当者は主治医の了解を得たのち、<u>病院訪問教育実施許可書</u>を作成し、<u>その写し</u>を、転入校を通して東京都教育委員会（東京都特別支援教育推進室）に提出する。</p>
東京都 教育委員会	<p>2 都立特別支援学校の教育が適切であると判断した児童・生徒について、保護者が<u>転学相談票（様式転一1）</u>に記入し、転出校が発行した<u>在学証明書の写し</u>を添える。</p> <p>3 上記1、2の資料に基づいて転学相談を実施し、転学相談票等の写しを区市町村教育委員会に送付する。</p> <p>4 相談の終了後、転学相談資料の情報を学事事務システムへ登録することにより、転入先の都立特別支援学校長へ通知する。</p> <p>5 都立特別支援学校への転学が適切であると認めた者について、学校指定及び入学期日の決定を行い、相談の結果を区市町村教育委員会及び保護者へ通知する。</p>
都立 特別支援学校 (転入校)	<p>6 東京都教育委員会（東京都特別支援教育推進室）から通知を受けた者について、転出校に対し、指導要録の写し、健康診断票、歯の検査票、日本スポーツ振興センター加入証明書、その他必要書類を請求する。</p> <p>7 学事事務システムにて転入児童・生徒の情報を確認し、受入処理を行う。</p>

### ○都立特別支援学校に在籍する児童・生徒が提携施設等以外の病院へ入院する場合の手続

※上記に準じて転学手続を行う。

**エ 都立光明学園病弱教育部門（本校）への転学**

※ 寄宿舍を設置する都立光明学園病弱教育部門（本校）への転学については、保護者（及び本人）が在籍校と相談した上で、区市町村教育委員会を通じて、学校見学及び事前相談の依頼を東京都特別支援教育推進室へ行う。その後、東京都教育委員会同行の下、学校見学を実施した上で、転学の手続を開始する。

<p>小・中学校 (転出校)</p>	<p>1 寄宿舍を設置する都立光明学園病弱教育部門（本校）の教育が適切であると判断した児童・生徒について、保護者が<u>相談票（様式病—1）</u>に記入する。</p> <p>2 上記1の相談票に在籍校の校長の作成した<u>相談資料（様式病—2）</u>及び<u>面談票（様式病—3）</u>並びに医師の作成した<u>医師診察記録（様式病—4）</u>（<u>心臓に疾患のある者は心臓管理指導票、腎臓に疾患のある者は腎臓管理指導票</u>）を添えて区市町村教育委員会に提出する。</p>
<p>区市町村 教育委員会</p>	<p>3 小・中学校から提出された資料に基づいて転学相談を実施する。</p> <p>4 寄宿舍を設置する都立光明学園病弱教育部門（本校）への転学が適切であると認めた者について、相談票、相談資料、面談票及び医師診察記録票（心臓に疾患のある者は心臓管理指導票、腎臓に疾患のある者は腎臓管理指導票を添える。）並びに区市町村教育委員会が作成した<u>転学相談結果報告書（様式転—1—①）</u>及び<u>病弱者でなくなった場合の学校指定（様式病—6）</u>を東京都教育委員会（東京都特別支援教育推進室）に提出する。</p>
<p>東京都 教育委員会</p>	<p>5 区市町村教育委員会から提出された資料に基づいて転学相談（体験入学等）を実施する。</p> <p>6 相談の終了後、転学相談資料の情報を学事事務システムへ登録することにより、転入予定先の都立光明学園校長へ通知する。</p> <p>7 寄宿舍を設置する都立光明学園病弱教育部門（本校）への転学が適切であると認めた者について、学校指定及び入学期日の決定を行い、相談の結果を区市町村教育委員会及び保護者へ通知する。</p>
<p>都立 光明学園 (転入校)</p>	<p>8 東京都教育委員会（東京都特別支援教育推進室）から通知を受けた者について、転出校に対し、指導要録の写し、健康診断票、歯の検査票、日本スポーツ振興センター加入証明書、その他必要書類を請求する。</p> <p>9 学事事務システムにて転入児童・生徒の情報を確認し、受入処理を行う。</p>

## II 転学相談等の手続

### (2) 都立特別支援学校 → 都内小・中学校

#### ア 視覚障害者等ではなくなった場合

※ 都内小・中学校から一時的に都立特別支援学校に在籍していた病院入院児又は施設入所児が退院（退所）する場合等の手続

※ 退院（退所）後は、前籍校への転学とする。

<p>都立 特別支援学校 (転出校)</p>	<p>1 視覚障害者等ではなくなった児童・生徒について、<u>転学書（様式転－3）</u>、<u>相談資料（様式病－2）</u>又は<u>行動観察記録（様式転－9－①・様式転－9－②・様式転－9－③）</u>を作成し、東京都教育委員会（東京都特別支援教育推進室）に提出する。</p>
<p>東京都 教育委員会</p>	<p>2 都立特別支援学校から提出された転学書の写し等の資料を添えて、経過・結果を区市町村教育委員会へ通知する。 ※ 必要に応じて転学相談を実施する。</p>
<p>区市町村 教育委員会</p>	<p>3 東京都教育委員会（東京都特別支援教育推進室）から通知を受けた視覚障害者等ではなくなったと認めた者について、学校指定及び入学期日の決定の手続を完了した後、<u>転学報告書（様式転－4）</u>を東京都教育委員会（東京都特別支援教育推進室）に提出する。</p>
<p>都立 特別支援学校 (転出校)</p>	<p>4 学事事務システムへ転出者の情報を入力することにより、東京都教育委員会（東京都特別支援教育推進室）へ、転出の申請を行う。 5 転入校からの請求に応じて、指導要録の写し、健康診断票、歯の検査票、日本スポーツ振興センター加入証明書、その他必要書類を送付する。</p>
<p>東京都 教育委員会</p>	<p>6 学事事務システムにおいて、転出校から申請された転出者の情報を確認し、承認する。</p>

イ 小・中学校への転学が適当と校長が思料する場合

<p>都立 特別支援学校 (転出校)</p>	<p>1 小・中学校への転学が適当とする者がある場合、在籍校の校長は保護者と十分な相談を行う。在籍校の校長は、小・中学校において適切な教育を受けることができると思料する児童・生徒について、<u>転学書(様式転一3)</u>及び<u>行動観察記録(様式転一9-①・様式転一9-②・様式転一9-③)</u>、<u>小・中学校への転学が適当と判断した理由(様式任意)</u>を作成し、東京都教育委員会(東京都特別支援教育推進室)に提出する。</p>
<p>東京都 教育委員会</p>	<p>2 都立特別支援学校から提出された資料に基づいて転学相談を実施し、転学書の写し等を添えて経過・結果を区市町村教育委員会へ通知する。</p>
<p>区市町村 教育委員会</p>	<p>3 東京都教育委員会(東京都特別支援教育推進室)から通知を受けた者について、区市町村教育委員会は保護者に<u>転学相談票(様式転一1)</u>への記入を依頼し、転学相談を実施する。</p> <p>4-(1) 小・中学校への転学が適当と判断した場合 学校指定及び転学期日の決定の手続を完了した後、<u>転学報告書(様式転一4)</u>を東京都教育委員会(東京都特別支援教育推進室)に提出する。</p> <p>4-(2) 認定特別支援学校就学者と判断した場合 東京都教育委員会(東京都特別支援教育推進室)に対し、<u>相談経過・結果(様式任意)</u>を通知する。</p>
<p>東京都 教育委員会</p>	<p>5 区市町村教育委員会における相談経過・結果を都立特別支援学校へ通知する。</p>
<p>都立 特別支援学校 (転出校)</p>	<p>6 学事事務システムへ転出者の情報を入力することにより、東京都教育委員会(東京都特別支援教育推進室)へ、転出の申請を行う。</p> <p>7 転入校からの請求に応じて、指導要録の写し、健康診断票、歯の検査票、日本スポーツ振興センター加入証明書、その他必要書類を送付する。</p>
<p>東京都 教育委員会</p>	<p>8 学事事務システムにおいて、転出校から申請された転出者の情報を確認し、承認する。</p>

## II 転学相談等の手続

### (3) 都立特別支援学校 → 都立特別支援学校（同障害種別の場合）

<p>都立 特別支援学校 (転出校)</p>	<p>1 転居その他の理由により、他の都立特別支援学校へ転学する必要の生じた児童・生徒について、<u>転学書（様式転—3）及び行動観察記録（様式転—9—①・様式転—9—②・様式転—9—③）</u>又はこれに代わる資料を作成し、東京都教育委員会（東京都特別支援教育推進室）に提出する。</p>
<p>東京都 教育委員会</p>	<p>2 都立特別支援学校から提出された資料に基づいて必要に応じて転学相談を実施する。</p> <p>3 相談の終了後、転学相談資料の情報を学事事務システムへ登録することにより、転入先の都立特別支援学校長へ通知する。</p> <p>4 転学が適切であると認めた者について、学校指定及び入学期日の決定を行い、相談の結果を区市町村教育委員会及び保護者へ通知する。</p>
<p>都立 特別支援学校 (転入校)</p>	<p>5 東京都教育委員会（東京都特別支援教育推進室）から通知を受けた者について、転出校に対し、指導要録の写し、健康診断票、歯の検査票、日本スポーツ振興センター加入証明書、その他必要な書類を請求する。</p> <p>6 学事事務システムにて転入児童・生徒の情報を確認し、受入処理を行う。</p>
<p>都立 特別支援学校 (転出校)</p>	<p>7 学事事務システムへ転出者の情報を入力することにより、東京都教育委員会（東京都特別支援教育推進室）へ、転出の申請を行う。</p> <p>8 転入校からの請求に応じて、指導要録の写し、健康診断票、歯の検査票、日本スポーツ振興センター加入証明書、その他必要書類を送付する。</p>
<p>東京都 教育委員会</p>	<p>9 学事事務システムにおいて、転出校から申請された転出者の情報を確認し、承認する。</p>

#### ○他の病院に転院して、引き続き同じ都立特別支援学校の病院内教育を受ける場合の手続

※都立特別支援学校は、転院先の病院の主治医からの病院訪問教育実施許可書及び保護者が記入した転学相談票（様式転—1）を東京都教育委員会（東京都特別支援教育推進室）に送付する。併せて学事事務システムの情報の変更申請を行う。



(4) 都立特別支援学校 → 都立特別支援学校（障害種別が異なる場合）

<p>都立 特別支援学校 (転出校)</p>	<p>1 障害の状態の変化及びその他の理由により、他の都立特別支援学校へ転学する必要の生じた児童・生徒について、<u>転学書（様式転—3）</u>及び<u>行動観察記録（様式転—9—①・様式転—9—②・様式転—9—③）</u>又はこれに代わる資料を作成し、東京都教育委員会（東京都特別支援教育推進室）に提出する。</p>
<p>東京都 教育委員会</p>	<p>2 都立特別支援学校から提出された資料に基づいて転学相談を実施する。</p> <p>3 相談の終了後、転学相談資料の情報を学事事務システムへ登録することにより、転入先の都立特別支援学校長へ通知する。</p> <p>4 転学が適切であると認めた者について、学校指定及び入学期日の決定を行い、相談の結果を区市町村教育委員会及び保護者へ通知する。</p>
<p>都立 特別支援学校 (転入校)</p>	<p>5 東京都教育委員会から通知を受けた者について、転出校に対し、指導要録の写し、健康診断票、歯の検査票、日本スポーツ振興センター加入証明書、その他必要な書類を請求する。</p> <p>6 学事事務システムにて転入児童・生徒の情報を確認し、受入処理を行う。</p>
<p>都立 特別支援学校 (転出校)</p>	<p>7 学事事務システムへ転出者の情報を入力することにより、東京都教育委員会（東京都特別支援教育推進室）へ、転出の申請を行う。</p> <p>8 転入校からの請求に応じて、指導要録の写し、健康診断票、歯の検査票、日本スポーツ振興センター加入証明書、その他必要書類を送付する。</p>
<p>東京都 教育委員会</p>	<p>9 学事事務システムにおいて、転出校から申請された転出者の情報を確認し、承認する。</p>

○複数の障害教育部門を併置する都立特別支援学校における部門間の在籍変更手続

※上記に準じて転学手続を行う。

○入退院により他の都立特別支援学校への転学をする場合の手続

※上記に準じて転学手続を行う。

東京都教育委員会（東京都特別支援教育推進室）の転学相談は必要に応じて実施する。

## II 転学相談等の手続

### 2 都外からの転居又は都外への転居に伴う転学

#### (1) 都外の学校 → 都立特別支援学校

区市町村 教育委員会	<p>1 都立特別支援学校の教育が適切である児童・生徒について、保護者が<u>転学相談票（様式転一1）</u>に記入する。</p> <p>2 上記1の転学相談票及び転出校が発行した<u>在学証明書</u>に基づいて転学相談を実施する（必要に応じて転出校に対し<u>行動観察記録（様式転一9等）</u>の資料を請求する。）。</p> <p>3 都立特別支援学校への転学が適切であると認めた者について、転学相談票、在学証明書、必要に応じて<u>障害の程度が分かるもの（障害者手帳の写し又は医師診察記録等）</u>並びに区市町村教育委員会が作成した<u>転学相談結果報告（様式転一1-①）</u>、<u>副籍制度における地域指定校について（通知）（副籍様式1）</u>及び<u>副籍交流希望書（副籍様式2）</u>の写しを東京都教育委員会（東京都特別支援教育推進室）に提出する。</p>
東京都 教育委員会	<p>4 区市町村教育委員会から提出された資料に基づいて転学相談を実施する。</p> <p>5 相談の終了後、転学相談資料の情報を学事事務システムへ登録することにより、転入先の都立特別支援学校長へ通知する。</p> <p>6 転学が適切であると認めた者について、学校指定及び入学期日の決定を行い、相談の結果を区市町村教育委員会及び保護者へ通知する。</p>
都立 特別支援学校 (転入校)	<p>7 東京都教育委員会（東京都特別支援教育推進室）から通知を受けた者について、転出校に対し、指導要録の写し、健康診断票、歯の検査票、日本スポーツ振興センター加入証明書、その他必要書類を請求する。</p> <p>8 学事事務システムにて転入児童・生徒の情報を確認し、受入処理を行う。</p>

#### (2) 都立特別支援学校 → 都外の学校

都立 特別支援学校 (転出校)	<p>1 受入先の市町村教育委員会に連絡し、その指示に従って転学手続を進める。</p> <p>2 転入校からの請求に応じて、指導要録の写し、健康診断票、歯の検査票、日本スポーツ振興センター加入証明書、その他必要書類を送付する。</p> <p>3 学事事務システムへ転出者の情報を入力することにより、東京都教育委員会（東京都特別支援教育推進室）へ、転出の申請を行う。</p>
東京都 教育委員会	<p>4 学事事務システムにおいて、転出校から申請された転出者の情報を確認し、承認する。</p>

### 3 都内在住者の区域外就学

#### 【区域外就学の開始】

※ 区域外就学とは

学校教育法施行令（昭和 28 年政令第 340 号）第 17 条により、児童生徒等のうち視覚障害者等をその住所の存する都道府県の設置する特別支援学校以外の特別支援学校に就学させようとするを言う。

※ 区域外就学の手続については、受入先の当該教育委員会等の指示に従うこと。

#### (1) 都立特別支援学校

##### → 国立・私立・他道府県市立特別支援学校（区域外就学）

都立特別支援学校 (転出校)	1 受入先の市町村教育委員会（国立・私立の場合は転入校）に連絡し、その指示に従って区域外就学の手続を進める。
区市町村教育委員会	2 保護者から、 <u>区域外就学届（様式外—1）</u> 及び学校設置者の発行した <u>入学承諾書等（入学を承諾する旨の証明書）</u> を受理し、学齢簿を加除訂正する。
都立特別支援学校 (転出校)	3 転入校からの請求に応じて、指導要録の写し、健康診断票、歯の検査票、日本スポーツ振興センター加入証明書、その他必要書類を送付する。 4 学事事務システムへ転出者の情報を入力することにより、東京都教育委員会（東京都特別支援教育推進室）へ、転出の申請を行う。
東京都教育委員会	5 学事事務システムにおいて、転出校から申請された転出者の情報を確認し、承認する。

#### (2) 都内小・中学校 → 国立・私立・他道府県市立特別支援学校（区域外就学）

都内小・中学校 (転出校)	1 受入先の市町村教育委員会（国立・私立の場合は転入校）に連絡し、その指示に従って区域外就学の手続を進める。
区市町村教育委員会	2 保護者から、 <u>区域外就学届（様式外—1）</u> 及び学校設置者の発行した <u>入学承諾書等（入学を承諾する旨の証明書）</u> を受理し、学齢簿を加除訂正する。

※ 学校教育法施行令第 17 条（平成 25 年）の改正に伴い、区市町村教育委員会から東京都教育委員会（東京都特別支援教育推進室）への届出は必要としない。

## II 転学相談等の手続

### 【区域外就学の終了】

#### (3) 国立・私立・他道府県市立特別支援学校

##### → 都立特別支援学校（区域外就学の終了）

<p>区市町村 教育委員会</p>	<p>1 国立・私立・他道府県市立特別支援学校から<u>転学書（様式転一2）及び行動観察記録（様式転一9等）又はこれに代わる書類</u>を受理し、転学相談を実施する。</p> <p>2 都立特別支援学校への転学が適切であると認めた者について、<u>※転学相談票（様式転一1）、上記1の資料の写し及び区市町村教育委員会が作成した転学相談結果報告（様式転一1—①）</u>を東京都教育委員会（東京都特別支援教育推進室）に提出する。</p> <p>※ 病院への入院により一時的に区域外就学をしていた児童・生徒が、退院により前籍校に戻る場合は、保護者による転学相談票（様式転一1）の記入を省略してもよい。</p>
<p>東京都 教育委員会</p>	<p>3 区市町村教育委員会から提出された資料に基づき、必要に応じて転学相談を実施する。</p> <p>4 相談の終了後、転学相談資料の情報を学事事務システムへ登録することにより、転入先の都立特別支援学校長へ通知する。</p> <p>5 転学が適切であると認めた者について、学校指定及び入学期日の決定を行い、相談の結果を区市町村教育委員会及び保護者へ通知する。</p>
<p>都立 特別支援学校 (転入校)</p>	<p>6 東京都教育委員会（東京都特別支援教育推進室）から通知を受けた者について、転出校に対し、指導要録の写し、健康診断票、歯の検査票、日本スポーツ振興センター加入証明書、その他必要書類を請求する。</p> <p>7 学事事務システムにて転入児童・生徒の情報を確認し、受入処理を行う。</p>

(4) 国立・私立・他道府県市立特別支援学校

→ 都内小・中学校（区域外就学の終了）

<p>区市町村 教育委員会</p>	<p>1 国立・私立・他道府県市立特別支援学校から<u>転学関係書類</u>を受理し、転学相談を実施する。</p> <p>2 小・中学校への転学が適切であると認めた者について、学校指定及び入学期日の決定を行い、保護者、転入校へ通知する。</p>
<p>小・中学校 (転入校)</p>	<p>3 区市町村教育委員会から通知を受けた者について、転出校に対し、指導要録の写し、健康診断票、歯の検査票、日本スポーツ振興センター加入証明書、その他必要書類を請求する。</p>

(5) 国立・私立小・中学校 → 都立特別支援学校（区域外就学の終了）

※ 区市町村立小・中学校から都立特別支援学校の転学の手続に準じて行う。

## 4 都外在住者の都立特別支援学校への区域外就学

### 【区域外就学の開始】

#### (1) 都外の学校 → 都立特別支援学校（区域外就学）

##### ア 提携施設等入所・入院者の転学 ※

提携施設等	<p>1 提携する施設等に入所又は入院する児童・生徒のうち、保護者（施設長）が都立特別支援学校への転入学を希望する者について転入校に連絡する。</p> <p>※病院内訪問教育を保護者が希望する場合は、提携施設等の担当者は主治医の了解を得たのち、<u>病院訪問教育実施許可書</u>を作成し、<u>その写し</u>を、転入校に提出する。</p>
都立特別支援学校（転入校）	<p>2 提携する施設等に入所又は入院する児童・生徒のうち、都立特別支援学校の教育が適切であると判断した者について、保護者が<u>転学相談票（様式転一1）</u>及び<u>区域外就学申請書（様式外一2）</u>に記入し、転出校が発行した<u>在学証明書</u>の写しを添える。</p> <p>3 上記の資料を東京都教育委員会（東京都特別支援教育推進室）に提出する。</p>
東京都教育委員会	<p>4 都立特別支援学校から提出された資料に基づいて、必要に応じて転学相談を実施し、転学相談票等の写しを住所地の市町村教育委員会に送付する。</p> <p>5 相談の終了後、転学相談資料の情報を学事事務システムへ登録することにより、転入先の都立特別支援学校長へ通知する。</p> <p>6 都立特別支援学校への転学が適切であると認めた者について、住所地の市町村教育委員会宛てに、区域外就学を承諾する旨の書類を送付する。</p> <p>7 保護者に区域外就学を承諾する旨の書類を送付する。</p>
都立特別支援学校（転入校）	<p>8 東京都教育委員会（東京都特別支援教育推進室）から通知を受けた者について、転出校に対し、指導要録の写し、健康診断票、歯の検査票、日本スポーツ振興センター加入証明書、その他必要書類を請求する。</p> <p>9 学事事務システムにて転入児童・生徒の情報を確認し、受入処理を行う。</p>

※ 提携施設等とは

七生福祉園          緑成会整育園          国立成育医療研究センター  
 都立小児総合医療センター      国立精神・神経医療研究センター

イ 提携施設等以外の病院入院者の転学 ※

<p>提携施設等以外の病院</p>	<p>1 入院する児童・生徒のうち、保護者が都立特別支援学校への転入学を希望する者について転入校に連絡する。          ※病院内訪問教育を保護者が希望する場合は、提携施設等の担当者は主治医の了解を得たのち、病院訪問教育実施許可書を作成し、<u>その写し</u>を、転入校を通して東京都教育委員会（東京都特別支援教育推進室）に提出する。</p>
<p>東京都教育委員会</p>	<p>2 都立特別支援学校の教育が適切であると判断した児童・生徒について、保護者が<u>転学相談票（様式転一1）</u>及び<u>区域外就学申請書（様式外一2）</u>に記入し、転出校が発行した<u>在学証明書の写し</u>を添える。</p> <p>3 上記の資料に基づいて、転学相談を実施し、転学相談票等の写しを住所地の市町村教育委員会に送付する。</p> <p>4 相談の終了後、転学相談資料の情報を学事事務システムへ登録することにより、転入先の都立特別支援学校長へ通知する。</p> <p>5 都立特別支援学校への転学が適切であると認めた者について、住所地の市町村教育委員会宛てに、区域外就学を承諾する旨の書類を送付する。</p> <p>6 保護者に区域外就学を承諾する旨の書類を送付する。</p>
<p>都立特別支援学校（転入校）</p>	<p>7 東京都教育委員会（東京都特別支援教育推進室）から通知を受けた者について、転出校に対し、指導要録の写し、健康診断票、歯の検査票、日本スポーツ振興センター加入証明書、その他必要書類を請求する。</p> <p>8 学事事務システムにて転入児童・生徒の情報を確認し、受入処理を行う。</p>

## II 転学相談等の手続

### 【区域外就学の終了】

#### (2) 都立特別支援学校 → 住所地の道府県市立特別支援学校（区域外就学の終了）

都立 特別支援学校 (転出校)	1 退院その他の理由により、住所地の道府県市立特別支援学校へ転学する必要の生じた児童・生徒について、 <u>転学書（様式転一3）</u> 及び <u>相談資料（様式病一2）</u> 又はそれに代わる資料を作成し、東京都教育委員会（東京都特別支援教育推進室）に提出する。
東京都 教育委員会	2 都立特別支援学校から提出された資料に基づき、住所地の区市町村教育委員会へ通知する。
都立 特別支援学校 (転出校)	3 学事事務システムへ転出者の情報を入力することにより、東京都教育委員会（東京都特別支援教育推進室）へ、転学の申請を行う。 4 転入校からの請求に応じて、指導要録の写し、健康診断票、歯の検査票、日本スポーツ振興センター加入証明書、その他必要書類を送付する。
東京都 教育委員会	5 学事事務システムにおいて、転出校から申請された転出者の情報を確認し、承認する。

#### (3) 都立特別支援学校 → 住所地の市町村立小・中学校（区域外就学の終了）

都立 特別支援学校 (転出校)	1 退院その他の理由により、住所地の区市町村立小・中学校へ転学する必要の生じた児童・生徒について、 <u>転学書（様式転一3）</u> 及び <u>相談資料（様式病一2）</u> 又はそれに代わる資料を作成し、東京都教育委員会（東京都特別支援教育推進室）に提出する。
東京都 教育委員会	2 都立特別支援学校から提出された資料に基づき、住所地の区市町村教育委員会へ通知する。
都立 特別支援学校 (転出校)	3 学事事務システムへ転出者の情報を入力することにより、東京都教育委員会（東京都特別支援教育推進室）へ、転学の申請を行う。 4 転入校からの請求に応じて、指導要録の写し、健康診断票、歯の検査票、日本スポーツ振興センター加入証明書、その他必要書類を送付する。
東京都 教育委員会	5 学事事務システムにおいて、転出校から申請された転出者の情報を確認し、承認する。



## 5 都立しいの木特別支援学校への転学

### (1) 東京都千葉福祉園及び袖ヶ浦のびろ学園への入所による転学

<p>都立しいの木特別支援学校 (転入校)</p>	<p>1 上記の施設に入所する児童・生徒のうち、都立しいの木特別支援学校の教育が適切であると判断した者について、保護者（施設長等）が<u>転学相談票（様式転一1）</u>に記入する。</p> <p>2 上記1の転学相談票に、転出校が発行した<u>在学証明書の写し</u>、施設長が作成した<u>区域外就学申請書（様式外一2）</u>を添えて、東京都教育委員会（東京都特別支援教育推進室）に提出する。</p>
<p>東京都教育委員会</p>	<p>3 都立しいの木特別支援学校から提出された資料等に基づき、必要に応じて転学相談を実施する。</p> <p>4 相談の終了後、転学相談資料の情報を学事事務システムへ登録することにより、転入先の都立特別支援学校長へ通知する。</p> <p>5 転学が適切であると認めた者について、学校指定及び入学期日の決定を行い、相談の結果を区市町村教育委員会及び保護者（施設長等）へ通知する。</p>
<p>都立しいの木特別支援学校 (転入校)</p>	<p>6 東京都教育委員会（東京都特別支援教育推進室）から通知を受けた者について、転出校に対し、指導要録の写し、健康診断票、歯の検査票、日本スポーツ振興センター加入証明書、その他必要書類を請求する。</p> <p>7 学事事務システムにて転入児童・生徒の情報を確認し、受入処理を行う。</p>

## II 転学相談等の手続

### (2) 都立しいの木特別支援学校 → 千葉県立学校（区域外就学の終了）

都立しいの木特別支援学校 (転出校)	1 退園その他の理由により、千葉県立学校へ転学する必要が生じた児童・生徒について、 <u>転学書（様式転一3）</u> 及び <u>行動観察記録（様式転一9・様式転一9一②・様式転一9一③）</u> 又はそれに代わる資料を作成し、東京都教育委員会（東京都特別支援教育推進室）に提出する。
東京都教育委員会	2 都立しいの木特別支援学校から提出された資料に基づいて、必要に応じて転学相談を実施し、結果を住所地の市町村教育委員会へ通知する。
都立しいの木特別支援学校 (転出校)	3 学事事務システムへ転出者の情報を入力することにより、東京都教育委員会（東京都特別支援教育推進室）へ、転出の申請を行う。 4 転入校からの請求に応じて、指導要録の写し、健康診断票、歯の検査票、日本スポーツ振興センター加入証明書、その他必要書類を送付する。
東京都教育委員会	5 学事事務システムにおいて、転出校から申請された転出者の情報を確認し、承認する。

### (3) 都立しいの木特別支援学校 → 千葉県公立小・中学校（区域外就学の終了）

都立しいの木特別支援学校 (転出校)	1 退園その他の理由により、千葉県公立小・中学校へ転学する必要が生じた児童・生徒について、 <u>転学書（様式転一3）</u> 及び <u>行動観察記録（様式転一9・様式転一9一②・様式転一9一③）</u> 又はそれに代わる資料を作成し、東京都教育委員会（東京都特別支援教育推進室）に提出する。
東京都教育委員会	2 都立しいの木特別支援学校から提出された資料に基づいて、必要に応じて転学相談を実施し、結果を住所地の市町村教育委員会へ通知する。
都立しいの木特別支援学校 (転出校)	3 学事事務システムへ転出者の情報を入力することにより、東京都教育委員会（東京都特別支援教育推進室）へ、転出の申請を行う。 4 転入校からの請求に応じて、指導要録の写し、健康診断票、歯の検査票、日本スポーツ振興センター加入証明書、その他必要書類を送付する。
東京都教育委員会	5 学事事務システムにおいて、転出校から申請された転出者の情報を確認し、承認する。

## 6 退学

### (1) 海外への転居による現地校又は海外の日本人学校への転出

都立 特別支援学校	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 転入校の指示に従って転学・退学手続を進める。</li> <li>2 学事事務システムへ退学者の情報を入力することにより、東京都教育委員会（東京都特別支援教育推進室）へ、退学の申請を行う。</li> </ol>
東京都 教育委員会	<ol style="list-style-type: none"> <li>3 学事事務システムにおいて、申請された退学者の情報を確認し、承認する。</li> </ol>

### (2) 在籍中の児童・生徒の死亡

都立 特別支援学校	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 学事事務システムへ退学者の情報を入力することにより、東京都教育委員会（東京都特別支援教育推進室）へ、退学の申請を行う。 ※ 死亡した日の翌日を除籍日とする。</li> </ol>
東京都 教育委員会	<ol style="list-style-type: none"> <li>2 学事事務システムにおいて、申請された退学者の情報を確認し、承認する。</li> </ol>

## 7 在籍児童・生徒の住所等の変更について

都立 特別支援学校	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 学事事務システムへ変更する情報を入力することにより、東京都教育委員会（東京都特別支援教育推進室）へ、変更の申請を行う。</li> </ol>
東京都 教育委員会	<ol style="list-style-type: none"> <li>2 学事事務システムにおいて、申請された変更内容を確認し、承認する。</li> </ol>

## II 転学相談等の手続

### 8 編入学

- ・ 就学義務の猶予又は免除を取り消された者が、その年齢及び心身の発達状況を考慮され、相当学年に入学すること。
- ・ 外国からの帰国者などが学年途中から相当学年に入学すること。

<p>区市町村 教育委員会</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 保護者が<u>編入学相談票（就学支援ファイルを使用）</u>に記入する。 ※「就学相談票」（様式1）を使用する。</li> <li>2 編入学相談を実施し、次の資料を作成する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 面談票（様式2）</li> <li>・ 児童・生徒実態把握票（様式実-1～6）</li> <li>・ 障害の程度が分かるもの （障害者手帳の写し又は医師診察記録（様式3）等）</li> <li>・ 編入学相談結果（様式5を使用）</li> <li>・ 副籍制度における地域指定校について（通知）（副籍様式1）</li> <li>・ 副籍交流希望書（副籍様式2）の写し</li> <li>・ その他必要な資料</li> </ul> </li> <li>3 必要に応じて、学校見学や体験入学を実施し、相談を継続する。</li> <li>4 就学相談の手順に従い、編入学先を決定する。</li> <li>5 都立特別支援学校の教育が適切と判断した児童・生徒について、保護者の了解を得た上で、上記1の編入学相談票と上記2の諸資料を東京都教育委員会（東京都特別支援教育推進室）に提出する。</li> </ol>
<p>東京都 教育委員会</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>6 区市町村教育委員会から提出された編入学相談票及び諸資料に基づき東京都教育委員会（東京都特別支援教育推進室）の編入学相談を実施する。</li> <li>7 相談の終了後、編入学相談資料の情報を学事事務システムへ登録することにより、編入先の都立特別支援学校長へ通知する。</li> <li>8 編入学が適切であると認めた者について、学校指定及び編入学期日の決定を行い、相談の結果を区市町村教育委員会及び保護者へ通知する。</li> </ol>
<p>都立特別支援学校 （編入先）</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>9 学事事務システムにて転入児童・生徒の情報を確認し、受入処理を行う。</li> </ol>

# Ⅲ 都立視覚障害・聴覚 障害特別支援学校 への通級の手続



---

## 〔 1 〕 特別支援学校への通級による指導に関する 基本事項

---

1 通級による指導の対象児童・生徒は、区市町村立小・中学校に在籍する視覚障害又は聴覚障害のある児童・生徒とする。

ただし、以下の（１）から（４）までのいずれかに該当する場合は対象としない。

（１） 対象となる児童・生徒が居住する地域に弱視又は難聴の通級指導学級が設置されている場合（地域の通級指導学級に通うことを原則とする。）

（２） 隣接する地域に、弱視又は難聴の通級指導学級が設置されていて、かつ、設置者の協力により、その学級で受入れ可能な場合

（３） 小・中学校の固定制特別支援学級に在籍している児童・生徒が都立特別支援学校への通級を希望する場合

（４） 小・中学校に設置されている通級指導特別支援学級への通級の併用を希望する場合

2 都立特別支援学校への通級の開始の相談窓口は、在籍する小・中学校とする。

3 都立特別支援学校への通級による指導は、年度末に指導を終了し、次年度の指導の必要性について、再度、在籍校、区市町村教育委員会及び都立特別支援学校で検討する。継続して次年度も通級による指導が必要な場合は、必ず、年度ごとに区市町村教育委員会において関係書類を作成し、手続を行うこと。

## 〔２〕 特別支援学校への通級による指導の開始手続

<p>在籍する 小・中学校 (在籍校)</p>	<p>1 保護者が作成した<u>希望申込書（様式通－１）</u>に基づき相談を開始する。</p> <p>2 校内委員会において検討し、都立特別支援学校への通級による指導が必要であると思料する場合、<u>通級による指導依頼書（様式通－２）</u>、<u>希望申込書（様式通－１）</u>及び<u>関係資料（例：個別指導計画・医師診察記録等）</u>を区市町村教育委員会へ提出する。</p>
<p>区市町村 教育委員会</p>	<p>3 在籍校から提出された資料に基づき、都立特別支援学校への通級による指導の必要性について検討する。</p> <p>4 都立特別支援学校への通級による指導が必要であると判断した場合、<u>都立特別支援学校への通級による指導相談結果報告書（様式通－３）</u>及び<u>上記１、２の書類の写し</u>を東京都教育委員会（東京都特別支援教育推進室）へ提出する。</p>
<p>東京都 教育委員会</p>	<p>5 区市町村教育委員会から提出された資料に基づき、必要に応じて行動観察及び面接を行う。</p> <p>6 都立特別支援学校への通級による指導の対象であると認めた者について、関係する都立特別支援学校と通級による指導の開始期日等について協議する。</p> <p>7 都立特別支援学校への通級による指導の対象であると認めた者について、通級による指導を行う学校及び通級による指導の開始期日等を決定し、<u>区市町村教育委員会（様式通－４）</u>及び<u>関係都立特別支援学校（様式通－５）</u>へ通知する。</p>
<p>区市町村 教育委員会</p>	<p>8 東京都教育委員会（東京都特別支援教育推進室）からの通知を受けた後、区市町村教育委員会は、<u>在籍校（様式通－６）</u>、<u>保護者（様式通－７）</u>へ通知する。</p>
<p>在籍する 小・中学校 (在籍校)</p>	<p>9 区市町村教育委員会からの通知を受けた後、教育課程届を区市町村教育委員会へ提出する。</p>
<p>区市町村 教育委員会</p>	<p>10 在籍校からの教育課程届の提出を受け、教育課程届を東京都教育庁指導部特別支援教育指導課へ提出する。</p>